

第2回緊急デジタル技術活用推進助成金

【募集要項】

◆ 申請方法（事前予約と本申請の両方が必要です）

① 事前予約（必須）

事前予約期間：令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

事前予約 URL：（事前予約期間になりましたらお知らせいたします）

※申請をお考えの方は、お早めに必ず事前予約をお願いします。

② 申請書類の作成、添付書類の準備

事前予約が済んだ方には、本申請に必要な申請書類の様式データ等をお送りします。募集要項等をよくご確認の上、申請書類の作成、見積書、登記簿謄本、納税証明書、確定申告書などの必要書類を準備してください。

③ 申請期間：令和6年11月25日（月）～12月10日（火）

申請書類は、上記期間内に必ずご提出ください（[申請方法は本誌の13p参照](#)）。

助成金の申請は、支援事業にてアドバイザー作成の提案書を受け取り、その提案内容に基づいた申請である必要があります（助成金申請に必要な提案書の作成には、支援利用開始から最低3か月程度のお時間が必要です）。

◆お問い合わせ先



総合支援部生産性向上支援課 DX 助成担当

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 F

TEL：03-3251-7919（受付時間 平日 9：00～17：00）

1	目的	1
2	助成事業の概要	1
3	申請要件	4
4	助成対象事業	7
5	助成対象にならない事業（助成対象外事業）	7
6	助成対象期間	8
7	助成対象経費	8
8	助成対象外経費	11
9	申請手続	13
10	審査	19
11	交付決定	19
12	交付決定後の流れ（事業の実施と実績報告書の提出）	20
13	経費の支払いに関する注意事項	20
14	助成金額の確定・交付	22
15	代表者等の変更、助成事業の中止	22
16	助成金交付後の注意事項	23
17	助成金交付決定の取消し	24
18	助成金の返還	24
	（参考） 日本標準産業分類表	26

1 目的

この助成金は、時間外労働の上限規制が適用となる「2024年問題」の影響を受ける都内中小企業等が、デジタル技術（※1）を用いた生産性向上（※2）を図るために要する経費を助成することにより、継続的な成長・発展を目指し、中小企業のDX推進の取組に寄与することを目的とする。

※1 デジタル技術とは…本事業においては、ICT（Information and Communication Technology）、IoT（Internet of Things）、AI（artificial intelligence）、ビッグデータ活用、RPA（Robotic Process Automation）、ロボット（センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システム）等の技術をいいます。

※2 生産性向上とは…本事業においては、業務の効率化、人的コスト削減・人手不足の解消、生産速度の向上をいいます。

2 助成事業の概要

(1) 助成対象者【申請できる方】

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が実施する「デジタル技術活用推進緊急支援事業」におけるアドバイザー派遣の支援を受け、アドバイザーによる提案書の内容に基づき、機器・システム等の導入を検討している都内中小企業者等（会社・個人事業主・中小企業団体）

[☞P.4「3 申請要件」](#)

(2) 助成対象期間【助成対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間】

1年間

※今回募集の助成対象期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日（予定）です。

[☞P.8「6 助成対象期間」](#)

(3) 助成率【助成対象となる経費のうち、助成金として交付される金額の割合】

5分の4以内（千円未満は切り捨てます）

なお、下記の助成金と併願できます（原則併願してください）。

助成金名 (助成対象事業)	申請者区分	助成率
DX推進助成金 (生産性向上コース)	中小企業者等	2分の1以内
	小規模企業者	3分の2以内
	賃金引上げ計画を掲げ申請する事業者	4分の3以内

※DX推進助成金（生産性向上コース）と緊急デジタル技術活用推進助成金の両者に併願申請し、両者とも採択基準に達した場合は、緊急デジタル技術活用推進助成金での採択となります。

(4) 助成限度額【助成金として交付されうる最大額】

3,000万円（申請できる助成金の下限額30万円）

※助成金の支払いは、助成事業を完了し、公社の検査・審査を経た後となります。

(5) 助成対象経費【事業に係る支出のうち、助成金の対象となる経費】

DX推進を図る取組に係る経費（機器・ロボット導入費、システム構築費、ソフトウェア導入費、クラウド利用費、データ分析費）の一部

[☞P.8「7 助成対象経費」](#)

(6) 本助成金のご申請にあたっての注意事項

○本助成金の申請にあたっては、公社が行う下記事業の支援を受け、提案書を取得していることが必要です。

申請する助成金	利用した支援事業
緊急デジタル技術活用推進助成金	<ul style="list-style-type: none">・デジタル技術活用推進緊急支援事業・公社が令和5年度までに実施した「<u>生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業</u>」・公社が令和5年度に実施した「<u>企業変革に向けたDX推進事業</u>」

○過去に下記の助成事業の採択を受けた場合は、基準日（募集開始日）現在で、助成金額が確定していることが必要です（「助成金額が確定していること」とは、採択された事業において「助成額の確定通知書を受けていること」を指します）。

- ・生産性向上のためのデジタル技術活用推進助成金
- ・企業変革に向けたDX推進助成金
- ・緊急デジタル技術活用推進助成金
- ・DX推進助成金（生産性向上コース/DX戦略策定支援コース）

(7) 募集のスケジュール

申請状況等により、日程を変更する場合があります。最新情報は、公社ホームページをご確認ください。

事前予約（必須）：令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

- ・申請には「事前予約」が必要です。事前予約が無い場合は申請受付ができませんのでご注意ください。
- ・申請書類の様式等は、事前予約された方へお送りするメールにてご連絡します。

申請書の作成

申請書の提出：令和6年11月25日（月）～12月10日（火）

- ・必ず、上記期間内に電子申請システム（jGrants）により申請書類を提出してください。

書類審査：令和6年12月～令和7年2月

- ・申請書類を基に、書類審査（資格審査、経理審査、事業計画審査）を実施します。書類審査の中で、申請内容に関する確認のお問い合わせや追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・また、申請内容の確認のため、審査の段階で公社が現地訪問等させて頂く可能性があります。

審査会・交付決定（※1）：令和7年2月下旬

- ・公社にて審査会を実施の上、交付決定を行い、通知します。

事業の実施期間（助成対象期間）：令和7年3月1日～令和8年2月28日（予定）

- ・助成対象期間内に発注、契約、申込を行い、納品、支払いまで完了した取組のみが対象となります

- ・助成対象経費報告（実績報告書）の提出（事業終了後、速やかに提出）
- ・完了検査（実績報告提出後、調整の上で決定）
- ・助成金額の確定（完了検査から1か月程度（※2））
- ・助成金の請求

助成金の支払（請求書到着から2～3週間程度）

- ・助成金の支払は、後払いとなりますのでご注意ください。

※1 交付決定とは、申請内容について審査の結果、助成対象とすることを決定することです。なお交付決定額は助成金申請額から減額される場合もあります。

※2 書類に不備等がある場合は、助成金額の確定まで想定日数より時間がかかる場合がございます。

3 申請要件

申請にあたっては、以下の（１）～（４）の全てを満たす必要があります。

（１）次のア又はイのいずれかに該当すること

- ア 中小企業者（※１）
- イ 中小企業団体等（※２）

※１ 中小企業者とは、中小企業基本法第２条第１項に規定する以下に該当するもののうち、大企業（※３）が実質的に経営に参画（※４）していないものをいう。

業 種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種、 （ソフトウェア業、情報処理サービス業含む）	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下 又は 50人以下

・一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人等は申請できません。

※２ 中小企業団体等とは、中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協同組合等）であって、その組合員の半数以上が都内に主たる事務所を有する団体をいう。

※３ 大企業とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

※４ 大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

（２）次のア又はイのいずれかを満たしていること

ア 工作物の建設の事業、自動車（タクシー、ハイヤー、トラック、バス）運転の業務を営んでいると認められること

イ 個人事業主の医師（医業に従事する医師）であること

（３）上記（２）の業務に係る従業員を雇用している事業者であること

（４）以下の①～⑧の全てに該当していること。なお基準日は、募集開始日とする。

- ① 公社が実施する「デジタル技術活用推進緊急支援事業」におけるアドバイザーによる支援を受け、アドバイザーによる提案書の内容に基づき、機器・システム等の導入を検討していること（公社が令和５年度までに行った「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」「企業変革に向けたDX推進支援事業」を含みます）。

- ② 東京都内で実質的に事業を行っていること
- ア 基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があること（個人事業主の場合は、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控え（受付印又は受信通知のあるもの）により、都内所在地等が確認できること）。
- イ 基準日現在で、東京都内事業所で実質的に事業を行っている（※）こと
- ※実質的に事業を行っているとは
都内所在を証するために、申請書に添付する登記簿謄本や開業届に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。
- ウ 本事業の成果を、引き続き活用し続ける予定があること
- ③ 東京都に納税し、かつ税金等の滞納がないこと
- ア 法人事業税及び法人都民税を滞納、もしくは都税事務所等との協議のもと分納していないこと
- イ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ④ 同一の内容（経費）で助成を受けていないこと
- ア 本助成事業の同一回の申請は、一企業一申請とすること
- イ これまでに本助成事業で採択を受けた場合は、基準日現在で助成金額が確定していること（公社がこれまでに行った「生産性向上のためのデジタル技術活用推進助成金」「企業変革に向けたDX推進助成金」「緊急デジタル技術活用推進助成金」を含む）
- ※「確定していること」とは、採択されている（交付決定通知書）ことではなく、「助成額の確定通知書を受けていること」が必要です。
- ウ 同一の内容（経費）で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと（DX推進助成金（生産性向上コース）を除く）
- エ 同一の内容（経費）で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと ※本事業の申請時点から交付決定までの間に、本助成金に申請した同一の内容（経費）で、国・都道府県・区市町村等の他の助成金・補助金等に併願申請を行い、本助成事業と両方で交付決定を受けた場合は、いずれか一方の助成金・補助金を取下げていただきます。DX推進助成金（生産性向上コース）と本助成金に併願申請した場合でも、いずれか一方での採択となります。
- ⑤ 過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること
- ア 申請日までの過去5年間に公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正の事故を起こしていないこと
- イ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に、助成金交付後、所定年数の継続的提出を義務付けられている「事業化状況報告書」等を所定の期日までに提出していること
- ⑥ 事業の継続に問題がないこと

- ア 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- イ 会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと

⑦ 法令等を遵守していること

- ア 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得すること
- イ 関係法令を遵守すること
- ウ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- エ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- オ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

⑧ 取組の実施場所（事業実施場所）は、申請者の本社・事業所・工場等であること（賃借の場合を含む）。また以下の条件を満たすこと。

条件	事業実施場所
基準日現在で東京都内に登記簿上の 本店 があること	・ 東京都内及び東京都外（神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在すること）
基準日現在で東京都内に登記簿上の 支店 があること	・ 東京都内

※実施場所について確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。

※機器・ロボットの場合は、他社（関連会社含む）の従業員が混在する共用スペース等、他社の使用が可能な場所を実施場所とすることはできません。

※完了検査時（[P.22「14 助成金額の確定・交付（2）完了検査」](#)）に実施場所で購入品等の現物、支払いに係る経理関係書類が確認できることが必要です（購入品等について、取組実施場所に設置・保管されていることが確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。また、実施場所が申請書記載の住所と異なることが判明した場合、交付決定後であっても取消しとなる場合があります。[P.24「17 助成金交付決定の取消し」](#)）

事業者は、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請要件を引き続き満たす必要があります。

4 助成対象事業

本助成金の助成対象事業は、デジタル技術を活用した新たな取組で、次の(1)、(2)をいずれも満たす取組みである必要があります。

- (1) 将来にわたり継続的に自社業務の生産性の向上を図る取組であること
- (2) 公社が実施するデジタル技術活用推進緊急支援事業のアドバイザー派遣において、アドバイザーが課題解決のために必要と認めた取組であること（公社が行った令和5年度までの「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」及び「企業変革に向けたDX推進支援事業」のアドバイザー派遣において、アドバイザーが課題解決のために必要と認めた取組を含む）

[事業例]

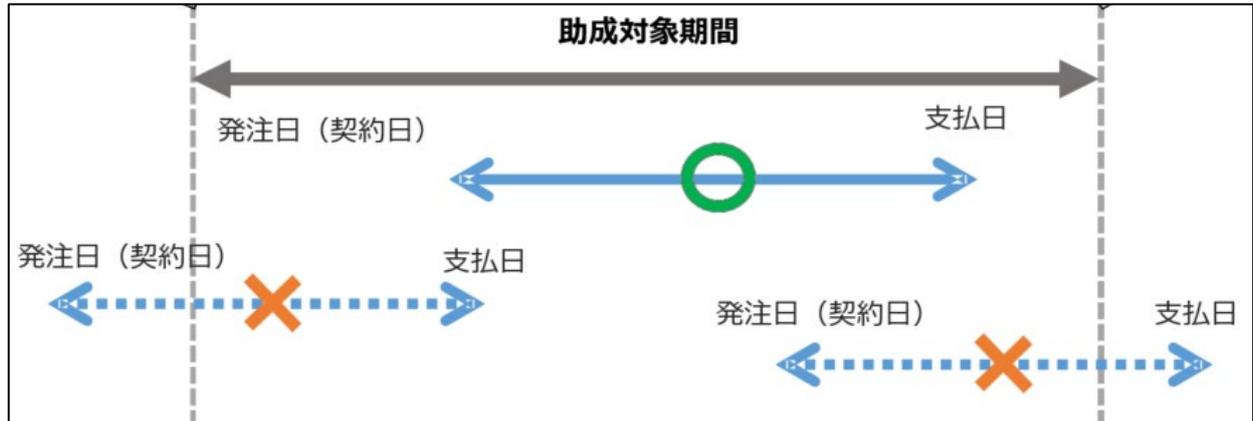
事業例（イメージ）
①電子データ化した設計図面をクラウド上で管理し、工事現場において共有、効率化を促進する。
②配車状況を位置情報で把握し、配車の最適化を行うとともに、実績の分析や報告書の作成を自動化することで工数を削減する。
③帳票類や作業指示書を電子化し、更にはデータとの紐づけを行う等、業務プロセスの見直し・再設計を行う。

5 助成対象にならない事業（助成対象外事業）

- (1) 「4 助成対象事業」に掲げる事業以外
- (2) 事業計画を伴わず、単に設備等の更新を目的とするもの
- (3) 研究開発（試作品及び新たなサービスの開発等を含む）を目的とし、量産及び販売等の目途が立っていないもの
※生産性向上を目的とした業務改善に取り組む場合は除く
- (4) 助成事業完了後、導入したものの一定期間継続使用が見込めないもの（緊急時等の一時的利用が目的で、恒常的に利用されないもの）
- (5) 社内の通信環境や既存のシステムについて、下記を目的とするもの
 - ①社内の通信環境やテレワーク環境の整備・増強
例：×LANの配線工事、ルーターの設置
例：×パソコン・スマートフォン等の購入・リース
例：×テレワーク用のシステム・機器の導入
 - ②既存のシステム・ソフトウェアの更新・増強
例：×既に購入済のソフトウェアに対する単なる増台やライセンスの追加購入
例：×既存ソフトウェアに対するリビジョンアップ
- (6) 助成事業の遂行の一部が申請者によるものではないもの（申請者以外の関与が認められるもの）
- (7) 整備した機器等を外注業者や関係会社等、助成事業者以外の事業者が使用するもの
- (8) 公序良俗に反する事業など 事業の内容について公社が適切 ではないと判断するもの

6 助成対象期間

助成事業の実施（必要な備品やシステムの購入等）は、申請内容及び交付決定通知書の内容に沿って、助成対象期間（今回募集では、令和6年11月1日から令和7年10月31日を予定）内に必ず完了させてください。助成対象となる経費は、この期間内に発注又は契約、取得、実施、支払いまでを完了した経費です。



7 助成対象経費

助成対象経費は、次の（１）～（６）の条件に適合する経費で、下記の「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 助成事業者が申請し、対象として決定を受けた事業実施のために直接使用する必要最小限の経費
- (2) 助成対象期間内に発注又は契約、取得、実施、支払いが完了する経費
- (3) 助成対象（使途、単価、規模、数量等）が報告書類（写真、帳簿類等）により確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費
 ※報告書類は日本語表記によるものに限る。日本語以外の資料である場合、必ず日本語訳の資料も添付してください。
- (4) 所有権等が助成事業者に帰属する経費（ただし、ソフトウェアについては使用許諾権等が助成事業者に帰属する経費も可）
- (5) 委託内容を主要業務とする業者に直接委託・契約するもの
- (6) 見積書等が外貨建てである場合、円貨建てに換算した経費
 ※換算基準は、本助成事業の申請日として、使用する換算レートは公表仲値（電信仲値相場＝TTM）を用いてください。TTMについては、旧外国為替専門銀行（東京銀行）である三菱UFJ銀行公表の仲値を原則としますが、お取引のある金融機関の公表仲値を使用することでも構いません。
 なお、換算に使用した公表仲値は①年月日②公表金融機関名を申請書の経費区分別購入品明細の備考欄に必ず明記してください。

【助成対象経費一覧】

経費区分	内容
(1) 機器・	・本事業におけるDX推進の取組に直接必要な機器・ロボット等のハードウェアの購入、リース及び改良に要する費用

<p>ロボット 導入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・ロボット等のハードウェアの設定・設置について、外部の事業者に依頼する場合に要する経費 ・助成対象期間に実施する機器・ロボット等のハードウェアの運用・保守に要する経費 <p>【注意事項】</p> <p>ア 機器・ロボット、システム、ソフトウェア、クラウドの導入・利用に際して必要となる機器は、アドバイザーが必要と認めた下記のものに限り助成対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途は本助成事業に限定され、目的外の利用がないこと。 ・機器・ロボット、システム、ソフトウェア、クラウドの購入先から同時に購入する必要最小限のもの。 <p>イ 機器・ロボット等の設置場所は、申請者の事業実施場所であることが必要です。</p> <p>ウ 搬入、設定、設置等に要する経費は、機器・ロボット本体の購入先が行い、機器・ロボット等の設置と一体で捉えられるものに限り、対象とします。</p> <p>【助成対象とならない場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×既存機器・ロボット等の修繕、撤去、移設及び処分に係る経費 ×機器・ロボット等の設計費用
<p>(2) システム 構築費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業におけるDX推進の取組に直接必要な新たなシステム構築・改修（設計・開発）に要する経費 ・助成対象期間に実施するシステムの運用・保守に要する経費 <p>【注意事項】</p> <p>ア 既存システムの改修は、DX推進を目的とする部分に限り対象となります</p> <p>イ システムの設置場所は、申請者の事業実施場所であることが必要です。</p> <p>【助成対象とならない場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×発注元である助成事業者に成果物等が帰属しない場合 ×要件定義等のコンサルティングに要する経費 ×システムの設計のみの場合
<p>(3) ソフトウェア 導入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業におけるDX推進の取組に直接必要な新たなソフトウェアの購入・利用に要する経費 ・ソフトウェアのカスタマイズ、設定について、外部の事業者に依頼する場合に要する経費 ・助成対象期間に実施するソフトウェアの運用・保守・サポートに要する経費 <p>【注意事項】</p> <p>ア ソフトウェアの設置場所は、申請者の事業実施場所であることが必要です。</p> <p>イ ソフトウェア（ライセンス）の利用の場合には、原則的に、助成対象期間の最後まで利用するものであることが必要です。<u>期間使用料を途中で解約する</u></p>

	<p>場合は、中止となり、助成金が交付できない場合があります。</p> <p>【助成対象とならない場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト等、汎用性の高いソフトウェア ×開発要素を伴うもので、仕様書等で具体的な内容が確認できない場合 ×自社販売を目的としたソフトウェア
(4) クラウド 利用費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における DX 推進の取組に直接必要なクラウドサービスの利用に要する経費 ・クラウドサービスの初期設定について、外部の事業者等に依頼する場合に要する経費 ・助成対象期間に実施するクラウドサービスの運用・サポートに要する経費 <p>【注意事項】</p> <p>ア 主たる利用場所は、申請者の事業場であることが必要です。</p> <p>イ クラウドサービスは、原則的に、助成対象期間の最後まで利用するものが、期間使用料を途中で解約する場合は、中止となり、助成金が交付できない場合があります。</p>
(5) データ分析費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における DX 推進の取組に直接必要なデータの分析について、外部の事業者等に依頼する場合に要する経費 <p>【注意事項】</p> <p>ア 自社内のデータを分析することで、DX 推進を図る取組に要する費用が対象となります。</p> <p>【助成対象とならない場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×発注元である助成事業者に成果物等が帰属しない場合 ×自社で実施できる場合

【経費区分共通の注意事項】

(1) 期間使用料（リース料、ソフトウェアライセンス料、クラウドサービス料等）については、助成対象期間に契約を締結し、使用し、支払を完了した経費に限り、助成対象経費となります。

例：利用料を翌月に支払う契約の場合

→ 最長で令和 8 年 1 月に使用した経費を令和 8 年 2 月中に支払った分までが対象（令和 8 年 2 月使用分以降は対象外）

例：前払いで 1 年分を支払う契約の場合

→ 最長で助成対象期間内の契約日から令和 8 年 2 月 28 日までが対象

※ライセンス契約においては、例えば 3 年間のライセンス期間で契約をした場合においても、助成対象期間において使用をした分（最長で 1 年分）のみが対象

となります

※ライセンス契約を前払いする場合も、実施報告書の提出及び助成金の請求は、助成対象期間終了後となります。

(2) 運用・保守・サポート等に要する経費は、助成対象期間に契約し、利用し、支払を完了した経費に限り、助成対象経費となります。

例：令和7年8月末に、機器・ロボットの導入が完了し、年間保守料1年分を前払い一括で支払った場合

→ 助成対象期間内となる、

令和7年9月1日から令和8年2月28日までの6か月分が、最長で認められる助成対象経費となります。

※機器・ロボット導入費以外の経費区分における場合も同様です。

8 助成対象外経費

原則として、P.8「7 助成対象経費」に記載のない経費は、すべて助成対象外です。

また、申請書に記載した経費であっても、交付決定後に助成対象経費に該当しないことが判明した場合は助成対象外になります。

(1) 助成対象外経費の例

- ア 消費税、収入印紙、振込手数料、自社の旅費交通費、保険料、飲食費、雑費等の間接経費
- イ 広告宣伝費や広告宣伝に類するもの
- ウ 通信費（携帯電話通話料金、Wi-Fi 月額料金、インターネット回線・プロバイダー料金等）
- エ 従量課金方式の経費（申請時に利用金額等が定められないもの）
- オ 中古品に係る経費
- カ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分
- キ 調査、提案、打ち合わせ等に係る費用及びコンサルタント的要素を含む経費
- ク 諸経費、内容が不明瞭な経費
- ケ 既存機器等の修繕及び撤去・移設・処分に係る経費
- コ 自社内製の機器等に係る経費（例：構成部品の導入費用、ソフトウェアの内製費用）
- サ 自社製品の調達に係る経費
- シ パソコン（キーボード・マウス等の周辺部品含む）・スマートフォン・カメラ・コピー機・FAX・固定電話機等の汎用性の高い機器
- ス 不動産・構築物、車両及び運搬具、船舶、航空機等の導入経費
- セ 設置場所等の整備工事（備品等も含む）や基礎工事、電気工事等に係る経費
- ソ 単なるホームページ等の作成のみに係る経費
- タ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2) 助成対象経費であっても助成対象にならない場合の例

- ア 申請書に記載のものと異なるものを導入した経費
- イ 助成対象経費に係る発注又は契約、取得、実施、支払い（クレジットカードによる支払い

の場合の銀行口座からの引き落としを含む)までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない場合

- ウ 助成対象経費に係る見積書、契約書（又は発注書と発注請書のセット）、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合。また、仕様書等で具体的な内容が確認できない場合
- エ 助成対象以外の取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いが区分し難い場合。また、他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- オ 他社発行の手形や小切手、スマホ決済等により支払いが行われている場合（原則は振込払い）
- カ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員（これに準ずる者を含む）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引 ※「会社」には個人事業主、法人及び団体等を含む
- キ 助成事業者から受託した者が、契約内容（委託費等）のすべてを第三者へ再委託したものや委託業務内容を主要業務としていない者へ委託したもの
- ク 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合
- ケ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- コ 最低限の必要性（数量・スペック）を超える部分に係る経費
- サ デモンストレーション等を目的として、DX推進の取組に直接寄与しないと事務局が判断する経費
- シ 本助成金の目的外使用が可能なもの
- ス 対外的に自社の通常業務とうたっている業務を外部委託する等した場合の経費

※その他、内容によっては助成対象とならないものがありますので事務局へご確認ください。

9 申請手続

本助成金に申請する際は、あらかじめ事前予約が必須となります。
事前予約がされていない場合は、申請ができませんのでご注意ください。

(1) 申請書類の入手方法

申請書類の様式等は、事前予約された方へお送りするメールにてご案内します。

(2) 申請の手順

① 事前予約

事前予約期間：令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

事前予約 URL：（事前予約期間になりましたらお知らせいたします）

ア 申請を行うには、事前予約が必須です。

上記の期間内にお早めに事前予約を行ってください。

イ 事前予約を辞退される場合には、電話等で早めにご連絡ください。

② 申請書類の作成、添付書類の準備

事前予約が済んだ方には、本申請に必要な申請書類の様式データ等をお送りします。

募集要項等をよくご覧の上、申請書類の作成、必要書類の準備をしてください。

なお、次ページ及び別紙「電子申請マニュアル」をご確認の上、申請書類の準備・作成をしてください。

【申請期間】 令和6年11月25日（月）～12月10日（火）

③ 電子申請

申請は、電子申請のみで受け付けます。

申請方法は別紙「電子申請マニュアル」を必ずご確認ください。

※本事業では、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム「jGrants」を用いた申請を電子申請と定義します。電子メールにデータを添付した申請等は認められません。

【gBizIDの取得方法】

電子申請を行うためにはデジタル庁が所管するgBizIDプライムが必要となります。

gBizIDプライム取得には原則2週間程度、書類不備がある場合にはそれ以上時間がかかる場合があります。余裕をもって準備してください。

【電子申請時の注意事項】

- ・事務局は、電子申請に必要な機器や環境の貸与は行いません。申請者ご自身でご用意ください。
- ・申請に際し、文字化けやデータ破損がないかをご確認ください。
- ・申請フォームの入力、申請書のアップロード等、電子申請に必要な作業についてのサポートは行っておりません。
- ・書類の受付状況は個別回答いたしかねます。jGrantsから各自ご確認ください。

- ・電子申請後、申請書やアップロードされた必要書類の変更、加筆・修正等はできません。ご申請される前に再度ご確認ください。
- ・申請書等の追加提出、郵送及びメール等での追加提出をすることはできません。ただし、公社から追加書類の提出等を求める場合はその限りではありません。
- ・jGrants・gBizIDについてのお問い合わせは「GビズIDヘルプデスク」にお願いします。
<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

(4) 申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- イ 申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請事業者の役員・従業員に限ります。
- ウ 申請書類に不備等がある場合は、不受理として、申請書の連絡所在地欄に記載されたご住所宛に簡易書留等の方法により返送させていただきます（jGrants 上での棄却操作）。
- エ 提出された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。
- オ 受付最終日の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は事務局に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無いことを確認できたものから審査します（申請書類の到着順ではありません。）。締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。ご提出いただいても受付できないことがありますので、ご提出の際には、不備・不足の無いよう十分お気を付けください。
- カ 原則として申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- キ 必要に応じて、公社から追加書類の提出及び説明を求めることがありますので、申請書類は受付最終日から余裕をもって送付してください。
- ク 追加書類や説明の提出期限を過ぎた場合には、申請を辞退されたものとみなします。
- ケ 申請書類は下記のフォーマットとしてください。
 - ・最新版の申請書様式を使用したものであること
 - ・A4版サイズ・白黒印刷を行った場合でも容易に判別できるデータであること
 - ・申請書及び添付書類は日本語で記載されていること（外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください）。
 - ・電子申請の場合、証明書類は必ず証明書原本をスキャンしたデータ（PDFファイル）としてください。
 - ・その他、別紙「電子申請マニュアル」に沿ったものとする

(5) 緊急デジタル技術活用推進助成金の申請に必要な書類一覧

		提出書類		入手先	必須	
1	申請書及び 申請前確認書	公社指定様式	原本	公社HP	必須	
2	DXチェックシート	公社指定様式	原本	公社HP	必須	
3	見積書	<p>見積書及び製品の最新カタログ</p> <p>※見積書は、「一式」等の詳細が不明の場合、助成対象外となります。大項目のみの記載ではなく、項目別の内訳の記載があり、金額の算定根拠が分かるものとしてください (例：工程・項目ごとの作業内容、工数、時間、単価等が記載された見積書で、総額の算出根拠が分かるもの)</p> <p>※ライセンスやクラウド利用等期間利用料がある場合は、1年間の利用料金等が明記されていること</p> <p>※一つの機種又はソフトウェア等の金額が税抜100万円以上の場合は2社以上の見積書が必要(同一のものに対する見積書が必要、類似品の見積書では不可)</p> <p>※見積書が外貨建ての場合は、換算に用いた公表仲値(電信仲値相場 = $TTM = (TTS + TTB) / 2$)を示す資料を添付すること(旧外国為替専門銀行(東京銀行)である三菱UFJ銀行公表の仲値を原則とする)。</p> <p>☞詳細は「7 助成対象経費(6)」参照</p>	写し	購入先・委託先	必須	
4	仕様書	開発要素を伴う場合には、仕様書等の具体的な開発内容(工程・項目毎の作業内容、工数、時間、単価等が記載され、経費の算出根拠が分かるものが必要)です。	写し	購入先・委託先	△	
5	見積限定理由書	一つの機種又はソフトウェア等の金額(総額)が 税抜100万円以上の場合で、2社以上の見積書が入手できない場合に必要 です。(見積限定理由書は、次の①～③の理由の場合のみ認められます。①オーダーメイド、②メーカー直販、③特定代理店販売により販売経路が限られている場合)	原本	公社HP	△	
6	履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書	法人	発行後3か月以内の履歴事項全部証明書(登記簿謄本。中小企業団体の場合は、上記に加え定款・組合員名簿の写し)	原本	法務局	必須
		個人	税務署の受付印のある「個人事業の開業・廃業等届出書」	写し	申請者保管	
7	事業税納税証明書 ※納税が完了していることが分かるもの	法人	直近の「法人事業税納税証明書」 未決算企業の場合は、代表者の直近の「所得税納税証明書(その1)」	原本	都税事務所 所管税務署	必須

		個人	課税の方：代表者の直近の「個人事業税納税証明書」 非課税の方、令和6年1月1日以降に開業された方： 代表者の直近の「所得税納税証明書（その1）」	原本	都税事務所 所管税務署	
8	住民税納税証明書 ※納税が完了していることが分かるもの	法人	直近の「法人都民税納税証明書」 未決算企業の場合は、代表者の直近の「住民税納税証明書」又は「住民税非課税証明書」	原本	都税事務所 市区町村役所	必須
		個人	代表者の直近の「住民税納税証明書」又は「住民税非課税証明書」	原本	市区町村役所	
9	確定申告書 ※直近2期分。税務署へ提出したすべてのページの写し	法人（法人税）	・税務署の受付印（電子申告の場合は受信通知〈メール詳細〉）がある下記①～⑦ ①別表一から十六 ②貸借対照表及び損益計算書 ③販売費及び一般管理費明細表 ④製造原価報告書（未作成の場合、省略可） ⑤株主資本等変動計算書 ⑥勘定科目内訳書 ⑦法人事業概況説明書（両面） 未決算企業の場合は、代表者の直近の「源泉徴収票」又は「所得税納税証明書（その2）」	原本	申請者保管 申請者保管 所管税務署	必須
		個人（所得税）	・税務署の受付印（電子申告の場合は受信通知〈メール詳細〉）がある下記①～② ①第一表から第五表（申告時に提出したもののみで可） ②青色申告決算書（貸借対照表を作成している場合はそれを含む）または白色申告書（収支内訳書のページ） 1期に満たない方の場合、代表者の直近の「源泉徴収票」又は「所得税納税証明書（その2）」	原本	都税事務所 申請者保管 所管税務署	
10	アドバイザーによる提案書		申請内容（課題・導入機器）は、提案書に沿ったものであることが必要です。	写し	申請者保管	必須
11	時間外労働・休日労働に関する協定届		・労働基準監督署の受理印があるものの写し（直近1年以内のもの）	写し	申請者保管	必須
12	表明書		時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務についての表明書【公社指定様式】	原本	公社HP	必須

※上表中の「△」印は、該当する場合に提出が必要です。

※上表中の「原本」とあるものは、電子申請の場合は、必ず証明書原本をスキャンしたデータ（PDFファイル）としてください。

(6) 申請に必要な書類一覧

DX 推進助成金（生産性向上コース）の「小規模企業者」の区分へ併願する場合は、前ページまでに記載した法人または個人事業主の必要書類に加え、下記の書類が追加で必要です。

提出書類			必須	入手先
1	小規模企業者 関連書類	小規模企業者に該当することの確認書	原本	公社HP
		直近の「労働保険料等基礎賃金等の報告(事業主控)」または「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」の写し ※事業所毎に1部	写し	○ 申請者保管

★小規模企業者とは、「3 申請要件」(1)の中小企業者のうち、以下に該当するもの（中小企業基本法第2条第5項及び労働基準法第20条）。なお、中小企業団体の場合は構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業 種	常時使用する従業員
製造業・その他	20人以下
商業(※)・サービス業	5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します

(7) 申請に必要な書類一覧

DX 推進助成金（生産性向上コース）の「賃金引上げ計画を掲げ申請する事業者」の区分へ併願する場合は、前ページまでに記載した法人または個人事業主の必要書類に加え、下記の書類が追加で必要です。

提出必須書類			必須	入手先
1	賃金引上げ 計画書	公社指定様式 賃金引上げ計画書は、下記①及び②の両方を満たすこと（申請時点では、下記①、②に規定する賃金引上げ計画を策定していること）。 ① 申請時点の直近決算期と比較して、事業計画期間の全従業員（非常勤を含む）に支払った給与支給総額が+2.0%以上増加していること。ただし、被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用（従業員規模51名～100名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることをいう）に取り組む場合は、1%以上増加させることで可。 ②事業計画期間において、事業場内最低賃金について、地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。	原本	○ 公社HP
2	賃金引上げ計 画の誓約書	公社指定様式	原本	○ 公社HP
3	事業場内最低 賃金者名簿	任意様式（「作成例」を参考に作成してください） ※本事業の事業実施場所となる事業所（事業実施場所が複数あ	写し	○ 申請者 保管

		る場合は、上記「1 賃金引上げ計画書」に記載した場所)の事業場内最低賃金に該当する従業員の方全員が掲載された名簿を提出してください。			
4	賃金台帳	本事業の事業実施場所となる事業場内最低賃金の該当者のうち、代表する1名分の賃金台帳を提出してください。 ※申請時点から直近1カ月の賃金台帳としてください。	写し	○	申請者 保管

★賃金引上げ計画を掲げ申請する場合の注意事項

本事業に賃金引上げ計画を掲げ申請しようとする者は以下の要件を全て満たす1年間の事業計画を策定し、実行すること。なお、**本項目の規定を満たさないことを会社が確認した場合は、公社は助成事業者に対し助成金額の全部又は一部の返還を命じる場合があります。**

- ア 基準日現在で、イ、ウに規定する賃金引上げ計画を策定していること。
- イ 基準日現在の直近決算期と比較して、事業計画期間（※1）の全従業員（非常勤を含む）に支払った給与等（給料、賃金及び賞与は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）（以下「給与支給総額」という。）を2.0%以上増加させること。
- ウ 事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

※1 ここでいう事業計画期間とは、助成事業終了後に開始する事業期間1年間とします。

10 審査

(1) 審査方法

提出書類に基づき、書類審査（資格審査、経理審査、事業計画審査）及び審査会にて助成対象事業者を決定します。

(2) 書類審査の視点

ア 資格審査

本助成事業の資格要件に合致しているかを審査します。

イ 経理審査

本助成事業を行うための財務基盤を有しているかを審査します。

ウ 事業計画審査

事業計画の【⑦計画性、⑧効果、⑨妥当性、⑩適合性】について審査します。

⑦計画性：スケジュール、実施体制、資金調達、売上計画

⑧効果：導入前後の業務フロー比較検討と効果

⑨妥当性：課題と解決策の対応、導入システム・ツールの価格面・機能面

⑩適合性：本助成金の目的との適合性

(3) 審査における留意事項

ア 審査の必要に応じて、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。また、申請確認のため、審査の段階で公社が現地訪問等をさせて頂く可能性があります。

イ 追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容に関する確認又は問い合わせに対して、回答がない場合等には、本申請を辞退したものとみなします。

ウ 審査の途中経過において、申請書類の記載内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご注意ください。

エ 審査に関する個別のお問合せにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

11 交付決定

交付決定とは、申請内容について審査の結果、助成対象とすることを決定したもので、「交付決定通知書」により通知します。「交付決定通知書」は、原則、jGrants 上で通知します。

(1) 助成金の交付及び最終的な助成金交付額を決定・保証するものではありません。

(2) 審査の結果、助成予定額は、申請額から減額して決定する場合があります。

(3) 助成予定額は、助成金交付額の上限を示すものであり、最終的な助成金交付額は、助成事業完了後の完了検査で査定の上確定します。そのため、助成金交付額は助成予定額から減額されることがあります。

(4) 助成金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

(5) 交付決定された場合、事業者名、所在地、助成事業実施場所、助成事業（取組）内容について公表することがあります。本助成事業の申請書提出をもって、同意したものとします。

12 交付決定後の流れ（事業の実施と実績報告書の提出）

交付決定されただけでは助成金の交付はされません。 交付決定後は、申請内容に基づき、速やかに事業を実施してください。

- ※ 申請内容の確認のため、公社職員が事業実施場所等を視察訪問することがあります。助成金の交付は、実績報告に基づいて行います。実績報告には、実施状況及び支払いを確認するための書類提出が必要です。詳細は、交付決定後に配布する「事務の手引き」をご覧ください
- ※ 助成事業者の情報を変更した場合は、公社に届け出る必要があります
- ※ 申請内容を中止する場合は、公社の承認を受ける必要があります

13 経費の支払いに関する注意事項

経費の支払いは、助成事業者名義の金融機関の口座からの振込払いが原則です。その他、支払いに関する主な注意点は以下のとおりです。

- (1) 法人の場合、役員や従業員、その他個人名義又は個人口座から振込を行った経費は助成対象外です
- (2) 関連会社経由等、助成事業者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は助成対象外です
- (3) クレジットカードによる支払いの場合は、下記のすべての条件を満たした場合に限り、助成対象となります。
 - ア クレジットカード利用日が助成対象期間中であり、一括払いであること
 - イ 助成対象期間中に、銀行口座からの引き落としが確認できること
 - ウ 助成事業者本人のカード（法人の場合は原則法人カード。個人の場合は代表者のカード。）を使用した支払いであること
- (4) 助成対象経費の支払いとその他の取引は、混合して行わないでください
- (5) 他の取引と相殺して支払った経費は、助成対象外です
- (6) 現金、手形・小切手による支払いについては、以下の条件をすべて満たしたときに限り、助成対象経費として認められる場合があります
 - ア 現金
 - (ア) 1取引あたり総額税込10万円以下の支払いで、振込による支払いが困難な場合
 - (イ) 該当経費が明確に区分できる支払先発行の領収書・明細書が提出できること
 - ※ 当該領収書には、宛先（助成事業者名）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・発行者印・所在地・電話番号があること
 - イ 手形・小切手
 - (ア) 自社発行であること
 - ※他社発行の手形や小切手により支払いが行われている経費は助成対象外です
 - (イ) 助成対象期間内に振出し・決済が完了していること
 - (ウ) 当座勘定照合表で決済の確認ができること
- (7) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込完了画面（又は振込履歴）と通帳（又は当座勘定照合表）の写しの提出が必要です
- (8) 契約・支払い確認に係る書類の宛先は、助成事業者名であることが必要です

▼（参考）実績報告時、経費の支払確認に必要な書類一覧（すべてコピーを提出してください）

全経費共通の必要書類	
<p>価格表・見積書・カタログ・仕様書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様・単価・数量が分かるもの ・開発要素を伴う場合は、具体的な開発内容がわかるもの
<p>契約書又は注文書と請書のセット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日、契約内容の詳細（仕様、単価、数量、支払方法、委託費の場合には成果物等の帰属）がわかること ・契約書の場合、双方の押印（社判又は代表印）があるもの ・注文書と請書のセットの場合、発行権者の自署を押印に替えることも可能です。（署名の場合は発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。）
<p>納品書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納品日、納品物の名称、型番、数量が記載されたもの ・業務委託の場合、業務完了報告書等、契約の履行が確認できるもの ・押印不要
<p>請求書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先（助成事業者名）、請求日、請求内容、単価、数量、請求金額、支払方法（振込先等）がわかるもの ・請求者（支払先）の押印（社判又は代表者印）を省略し、発行権者の自署に替えることも可能です。押印を省略する場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、確認の連絡をさせていただく場合があります。
<p>振込控</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の窓口での振込の時 → 金融機関の取扱日付・領収印のある振込票（控え） ・ATMからの振込の場合 → 振込の際に発行される伝票 ・インターネットバンキング等による振込の場合 → <u>振込完了画面（又は振込履歴）</u>を印刷したもの（<u>振込先名義・口座番号・日時等の取引履歴が記載されたもの</u>）と、通帳又は当座勘定照合表（複数の振込先をまとめて処理している場合には、その内訳がわかる明細も必要）
<p>クレジットカード利用明細</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用月のお支払い明細書 ・引き落としとなる総額とその内訳がわかる明細が記載されていること
<p>通帳（表紙を含む）又は当座勘定照合表</p>	<p>振込控があり、その控えで振込先等が明らかな場合は不要だが、次の場合には提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングを利用した場合 ・クレジットカードを利用した場合 ・総合振込等の控えで振込先、振込金額が確認できない場合 ・振込控えと請求書の内容が合致しない場合
<p>領収書</p>	<p>原則不要だが、次の場合には領収書の提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金払いの場合（1取引あたり税込10万円以下に限る） ※宛先（助成事業者名）、領収金額、消費税額、領収日、発行者名、印、所在地、購入品等の内容が明記されていることが必要 ※消費税の確認ができない場合は、支払額から消費税相当額を除いたものを助成対象経費とする ・所得税の源泉徴収を行った場合 ※金融機関の領収印のある領収証書
<p>写真</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入やリースした機器等について、事業実施場所に設置等されていることがわかる写真
<p>許認可証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業で取得した許認可等を証明する書類

14 助成金額の確定・交付

助成金は、「実績報告書」及び経理関係書類の提出を受けてから完了検査・審査を経て、助成金額を確定した後に交付します。

(1) 「実績報告書」及び経理関係書類の提出

助成事業の発注又は契約、取得、実施、支払い等がすべて完了後、15日以内に「実績報告書」（公社指定様式）及び経理関係書類をご提出ください。期限内にご提出いただけない場合（公社からの追加提出依頼の書類を含む）、助成金が交付できませんので、ご注意ください。

※実績報告書は日本語表記のものとしてください。日本語以外の資料である場合、日本語訳の資料も添付してください。

※見積書、契約書、請求書等が外貨建てである場合、実績報告書の経費明細等、金額を記載する書類にはすべて「円貨建て」で記載ください。換算基準は、実績報告時は支払日として、使用する換算レートは公表仲値（電信仲値相場＝TTM）を用いてください。TTMについては、旧外国為替専門銀行（東京銀行）である三菱UFJ銀行公表の仲値を原則としますが、お取引のある金融機関の公表仲値を使用することでも構いません。

なお、換算に使用した公表仲値は①年月日②公表金融機関名を必ず明記してください（必須記載事項）。なお、交付申請時の見積書で換算した金額に比べ、実際の支払時に円安となっている場合でも、交付される金額は助成予定額が上限となります。

(2) 完了検査

提出された「実績報告書」及び経理関係書類に基づき、購入品等の確認、支払った経費に係る経理関係書類の確認を行います。なお、公社職員が本助成事業（取組）の実施場所を訪問し又は公社が指定する場所で購入品等の現物確認、動作確認等を行うことがあります。

(3) 助成金額の確定

完了検査実施後、公社内で実績報告内容が助成対象として認められるか否か等についての審査を経て、助成金額を確定し、「助成金確定通知書」により通知します。

※助成金額は実績に基づくため、助成予定額から減額となる場合があります。

(4) 助成金の交付

助成事業者は、(3)の「助成金確定通知書」受領後、同封の「助成金請求書」（公社指定様式）に必要事項を記入・代表者印を押印の上、印鑑証明書（申請書及び請求書に押印した印で、発行3か月以内）を添付して公社に送付してください。請求書が提出された後、助成事業者名義のご指定の金融機関口座に助成金を振り込みます。請求書を公社が指定する期限内にご提出いただけない場合、助成金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

15 代表者等の変更、助成事業の中止

助成事業者の名称・所在地・代表者名の変更又は新会社等の設立等をした場合は、必ず公社へ届け出てください。

なお、申請時に記載された申請書の事業内容の変更は、原則認められませんので、実現可能性を十分に考慮の上、申請書の作成にあたってください。

また、助成事業を中止する場合は、公社の承認を受ける必要があります。

16 助成金交付後の注意事項

(1) 公社職員等による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、関係書類その他について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 実施結果の状況報告・収益納付

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、各年度が終了する毎に、速やかに、助成事業に係る過去1年間の状況報告について、別に定める報告書を公社へ提出いただきます。また、助成事業者は、助成事業完了後から前項の規定による報告書の提出の終了時までにおいて、所在地等の変更をしたときは、別に定める所在地等変更届を速やかに公社へ提出していただきます。

なお、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間に、助成事業の実施により収益を得た場合（産業財産権の譲渡、実施権の設定、他への供与による収益を含む）には、収益の一部を公社に納付していただく場合があります。

(3) 関係書類の保存

助成事業に係る全ての関係書類を、助成事業完了後から5年間（令和12年度末まで）保存する必要があります。

(4) 成果物（購入品、著作権を持つシステム等）の保管

助成事業による成果物等については、助成事業完了後から5年間（令和12年度末まで）保存する義務があります。また、助成事業が完了した後も、助成金交付の目的に従って効率的運用を図る必要があります。

(5) 財産の管理及び処分

ア 助成事業により取得又は効用の増加した財産（購入品等）について、その管理状況を明らかにし、かつ助成事業完了後から5年間（令和12年度末まで）又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する法定耐用年数（以下、「法定耐用年数」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければなりません。

イ 助成事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理が必要です

ウ 本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」の適用を受ける予定です。

財産（取得価格又は増加価格が50万円以上〈税抜〉のものに限る）については、実績報告書に記載するとともに、公社配布のステッカーを貼って管理してください。また、アで定める期日までに処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」を公社に提出しその承認を受ける必要があります。

エ ウの処分により収入があった場合は、収入の全部又は一部を納付していただく場合があります。（納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします。）承認を得ずに当該財産の処分を行うと、交付決定取消、返還命令、罰則適用の対象となることがあります。

(6) 申請要件の継続

助成事業者は、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合

はその完了時)まで、申請要件 ([P.4「3 申請要件」](#)) を引き続き満たす必要があります。

17 助成金交付決定の取消し

助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

- (1) 交付決定等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む）
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4) 都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。
- (5) 助成対象設備を無断で処分（目的外使用、売却、無償譲渡、交換、貸付、廃棄等）や移設したとき。
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (7) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- (8) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (9) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (10) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (11) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- (12) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき
※刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください
※不正又は事故を起こした助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者等については、今後公社が実施するすべての助成事業に申請をすることができません

18 助成金の返還

助成金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて返還していただきます。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

(1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します

(2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります

※ 上記(2)を辞退される方は、本事業事務局までご連絡ください

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当会社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、本事業事務局までご連絡ください

◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、公益財団法人東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

(参考) 日本標準産業分類表

申請書「1 申請者の概要」の「業種」を記載する際は、本分類表から該当する項目を選んでください

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19 ゴム製品製造業 ※1
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
	37 通信業
G 情報通信業	38 放送業
	39 情報サービス業 ※2
	40 インターネット附属サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
	410 管理・補助的経済活動を行う事業
	411 映像情報制作・配給業
	412 音声情報制作業
	413 新聞業
	414 出版業
	415 広告制作業
	416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
49 郵便業（信書便事業を除く）	
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 繊維・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
61 無店舗小売業	

大分類	中分類
J 金融業、保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	68 不動産取引業
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	690 管理・補助的経済活動を行う事業
	691 不動産賃貸業（貸家業、賃問業を除く）
	692 貸家業、賃問業
	693 駐車場業
694 不動産管理業	
70 物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 ※3
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育
	82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業
	84 保健衛生
Q 複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
	86 郵便局
R サービス業	87 協同組合（他に分類されないもの）
	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
95 その他のサービス業	
96 外国公務	
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務
	98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※ 申請書「1. 申請者の概要」において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいようお願い申し上げます。(https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10)

※ また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。(https://www.soumu.go.jp/main_content/000819207.pdf)

業 種	資本金及び常雇従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ※1	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業 ※2、※3	5,000万円以下又は100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下又は50人以下

※1 「ゴム製品製造業の一部」は3億円以下又は900人以下

※2 「391ソフトウェア業及び3921情報処理サービス業」は、3億円以下又は300人以下。

※3 「75宿泊業」のうち旅館業は、5000万円以下又は200人以下